

南監査号
令和6年8月29日

南幌町長 大崎貞二様

南幌町監査委員 白倉敏美
南幌町監査委員 加藤真悟

令和5年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

記

1 審査の対象

令和5年度南幌町各会計決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、南幌町各公営企業会計（病院事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計）決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年8月19日（1日間）

3 審査の概要

私たち監査委員は審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に「南幌町監査基準」に基づき審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 健全化判断比率

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	— %	20.0%	30.0%
実質公債費比率	11.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	111.2%	350.0%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」で表示している。

(3) 資金不足比率

特別会計の名称	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	— %	20.0%
下水道事業特別会計	— %	20.0%
農業集落排水事業特別会計	— %	20.0%

※資金不足比率については、いずれの会計についても資金不足額がないため「—」で表示している。

(4) 個別意見

①実質赤字比率について

令和5年度一般会計決算については、実質収支が黒字となっているため、実質赤字比率は発生しない。

②連結実質赤字比率について

令和5年度一般会計及び公営事業会計の連結決算については、連結実質収支が黒字となっているため連結実質赤字比率は発生しない。

③実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は11.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると13.3%下回るとともに、起債にあたり許可を必要とする基準の18.0%を6.3%下回っている。

単年度比率では、令和3年度10.1%、令和4年度12.1%、令和5年度12.8%となり、元利償還金の額が増加したことや、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費及び災害復旧費等に係る基準財政需要額がいずれも減少したことで、前年度と比較すると0.7%増加している。

令和5年度も前年度同様、実質公債費比率は18.0%を下回っており公債費負担適正化計画の策定義務はない。

④将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は111.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを238.8%下回っており、将来的には健全段階の水準にある。

令和4年度の将来負担比率107.9%との比較では3.3%増加しており、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すこの指標は、今後注視していく必要がある。

⑤資金不足比率について

本町では公営企業会計（病院事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計）に関して、資金不足は生じていない。

（5）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。